

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 特定貸付金等報告書の提出

(第二条関係)

国会議員は、次に掲げる日において、同一の貸付先に係る貸付残高又は同一の借入先に係る借入残高が千万円以上の貸付金又は借入金（生計を一にする親族に係るもの以外のものであって、当該国会議員が国会議員である期間において締結された契約に基づくものに限る。）があるときは、当該貸付先及び貸付残高又は当該借入先及び借入残高を記載した特定貸付金等報告書を、次に定める期間に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならないこと。

- 1 その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。） その任期開始の日から起算して百日を経過する日までの間
- 2 その任期開始の日後毎年基準日（十二月三十一日をいう。以下同じ。） その基準日の属する年の翌年の四月一日から同月三十日までの間

第二 特定贈与報告書の提出

(第三条関係)

国会議員（前年一年間を通じて国会議員であった者（任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となったもの）にあつては、当該国会議員でない期間を除き前年一年間を通じて国会議員であった者）に限る。）は、前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る各種所得又は前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産（その価額が贈与税の課税価格に算入されるものに限る。）のうちに、同一の者からの贈与により取得した財産でその価額の合計額が千万円以上となるものがあるときは、当該者の氏名又は名称及び当該合計額を記載した特定贈与報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員でない期間がある者で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙により再び国会議員となったもの）にあつては、同月一日から再び国会議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならないこと。

第三 特定貸付金等報告書等の保存及び閲覧

（第五条関係）

資産等報告書等と同様に、第一の特定貸付金等報告書及び第二の特定贈与報告書を保存及び閲覧の対象

とすること。

第四 施行期日等

一 施行期日

(附則第一項関係)

この法律は、平成二十七年一月一日から施行すること。

二 適用区分

(附則第二項関係)

第一及び第二は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結された契約に基づき国会議員が有することとなった貸付金及び借入金並びに施行日以後に締結された贈与の契約に基づき国会議員が取得した財産について適用し、施行日前に締結された契約に基づき国会議員が有することとなった貸付金及び借入金並びに施行日前に締結された贈与の契約に基づき国会議員が取得した財産については、なお従前の例によること。